様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

　住所

　氏名　　　　　　　　様

産山村長

産山村宅地復旧補助金交付決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請があった産山村宅地復旧補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、産山村宅地復旧補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　土地の所在及び地番　　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　　　　　番地

２　対象工事費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付額（内示額）　　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金交付の条件

(1)　 対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、村長に宅地復旧補助金変更承認申請書（様式第４号）に村長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けてください。

(2)　対象工事が完了予定日より遅れる場合、又は対象工事の施工が困難となったときは、村長に報告してその指示を受けてください。

(3)　次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

①正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき

②偽りその他不正な手段により、宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき

③宅地復旧補助金交付要綱第７条第２項の規定による交付の条件に違反したとき

④産山村補助金等交付規則又はこの要綱の規則に違反したとき

⑤その他宅地復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき

(4)　対象工事の施工の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(5)　対象工事が完了したとき産山村に提出する書類又は施工現場等が設計図書の内容と適合していないと認められたときは、補助金交付要綱第１１条に基づき変更又は手直しを指示する場合があり、この指示に従わないときは、本決定を取り消す場合があります。

(6)　対象工事が完了したとき産山村に提出する書類又は補助金請求の際に産山村に提示する領収書（原本）等の名義が申請者と異なるときは、本決定を取消す場合があります。

(7)　本補助金は、原則として申請者の口座に振込みます。

(8)　本補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の

翌年度の初日から起算して５年間これを保存してください。

(9)　本補助金の交付に係る対象工事により生じた損害については、賠償の責を負いません。